

長期優良住宅法等の改正に伴う申請手続きのご案内

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する改正法が2022年2月20日に施行されます。

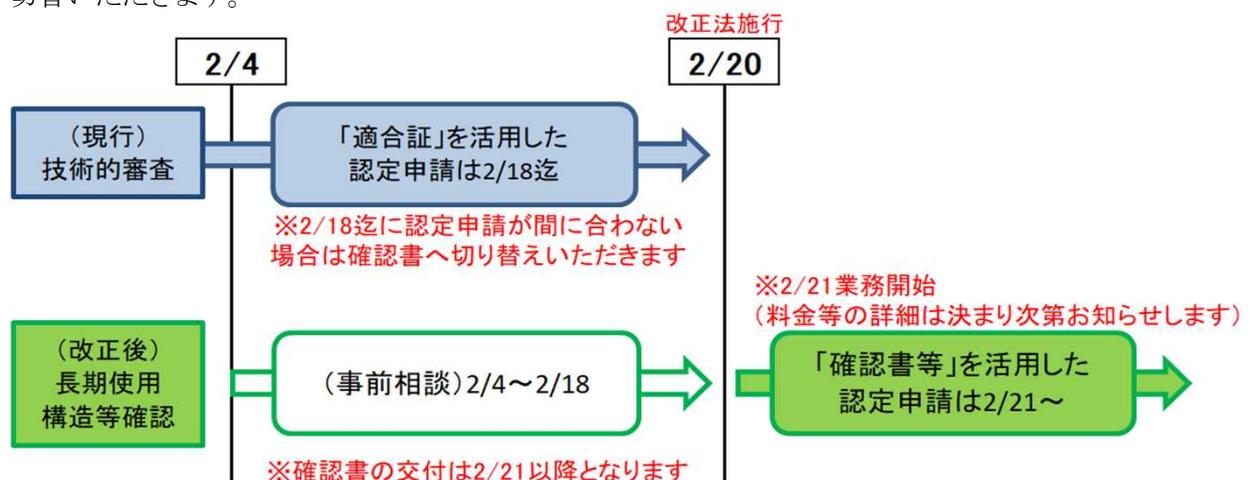
当社では長期使用構造等確認及び、設計住宅性能評価（長期使用構造等確認付）の申請を2022年2月21日から開始する予定です。

下記の事項をご理解いただき、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 2022年2月20日以降の所管行政庁への認定申請は、現行の「適合証」に代わり、長期使用構造等である旨が記載された「確認書」または「設計住宅性能評価書」の写しが必要となります。
上記以降に「適合証」を活用する場合は、所管行政庁へ活用の可否を事前にご確認ください。
- 現行の「技術的審査」に代わり、2022年2月21日（予定）より以下の業務を開始します。
 - 長期使用構造等確認
 - 設計住宅性能評価（長期使用構造等確認付）
- 今後のスケジュール（予定）
 - 長期使用構造等確認は2月4日からお受けします。（JIO Webシステムから申請いただけます）
ただし2月18日迄は事前相談となり、書類は確認しますが「確認書」の交付は2月21日以降となります。
 - 長期使用構造等確認に対応した申請帳票は2月4日にホームページへ公開いたします。
 - 現行の技術的審査で認定申請が2月18日迄に間に合わない場合は、長期使用構造等確認へ切替いただきます。



※ご不明な点は各性能評価センターまでお問合せください